

一般社団法人日本界面学会 定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は一般社団法人日本界面学会（英文名；The Japan Society for Interface）と称する。

(事務所)

第 2 条 当法人は主たる事務所を京都府京都市左京区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 当法人は均一な固体や液体、気体の相が他の固体や液体の均一な相と接している境界、すなわち界面に関わる研究を推進し、その利用開発を伸展することを目的とする。

(事業)

第 4 条 当法人は前条に定める目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 年次大会、研究発表会、学術講演会などの開催
- (2) 共同研究の実施及び分科会の設置
- (3) 研究普及のための講習会・ワークショップの開催
- (4) 調査研究と情報の交換及び電子ジャーナル等の発行
- (5) 国内外の関連学協会及び産業界との連絡及び協力
- (6) 研究者・技術者の交流、教育及び養成
- (7) 国際会議の開催
- (8) その他目的達成に必要な事業

(組織)

第 5 条 当法人は委員会、支部、専門分野毎の部門などを設けることができる。

第 3 章 会員及び社員

(法人の構成員)

第 6 条 この法人の会員は、次の 4 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同する個人
- (2) 学生会員 当法人の目的に賛同する学生
- (3) 企業会員 当法人の目的及び事業に賛同する団体
- (4) 名誉会員 当法人が対象とする分野に関し功績顕著な者又は当法人の目的達成に多大な貢献をした者で、所定の手続きを経て社員総会に推薦され議決された者

(入社)

第 7 条 当法人に入社しようとする者は、所定の入社方法に従い申し込まなければならない。

(会費)

第 8 条 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退社)

第 9 条 会員は、当法人に届け出ることにより退社することができる。ただし、未納の会費があるときはこれを支払わなければならない。

(除名)

第 10 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) 当定款又はその他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の事業を妨害する行為、若しくは当法人の名誉を損なう行為又は当会の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格喪失)

第 11 条 会員は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡したとき、又は会員である団体が解散したとき
- (2) 会費を 1 年以上滞納し、理事会が退社させることを決議したとき

(会費の返還)

第 12 条 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第 4 章 社員総会

(構成)

第 13 条 当法人の社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(議決権)

第 14 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第 15 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任

- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

（開催）

第16条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

（招集）

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

（議長）

第18条 社員総会の議長は会長がこれに当たる。ただし、前条第2項により臨時社員総会を開催したときは、出席社員の内から議長を選出する。

（決議）

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
2 前項の規定に関わらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他法令又はこの定款で定める事項

（代理）

第20条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

（議事録）

第21条 社員総会の議事については、次の事項を記載し、議長及び出席した理事の中から1名以上が署名又は記名押印した議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 議事の経過の要領及びその結果

(3) その他一般法人法施行規則第 11 条第 3 項及び第 4 項に定める事項

第 5 章 役員

(役員)

第 2 2 条 当法人に次の理事及び監事を置く。理事と監事は相互に兼ねることができない。

(1) 理事 3 名以上 22 名以内

(2) 監事 1 名以上 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、2 名以内を副会長とする。

3 会長を一般法人法上の代表理事とし、それ以外の全ての理事を同法上の業務執行理事とする。

(役員を選任・選定)

第 2 3 条 当法人の理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任するものとし、その任期中正会員でなければならない。理事及び監事を選任に関する規定は、理事会において定める。

2 当法人の会長、副会長、副会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって、選定する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 2 4 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、会長を補佐する。

会長に事故があるとき又は会長が欠けたるときは、副会長がその職務を代行する。

4 業務執行理事は、理事会の決議によりこの法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第 2 5 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して、事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期等)

第 2 6 条 当法人の理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期が満了するときまでとする。

(退役員員の権利義務)

第27条 理事若しくは監事が欠けた場合又は第22条で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員員の解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員員の報酬)

第29条 理事及び監事は無報酬とする。

(責任の一部免除)

第30条 当法人は、理事又は監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 社員総会に付議すべき事項の決定
- (3) 規則類の制定、同改廃の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長の選定及び解職

(開催)

第33条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 定例理事会は、各事業年度に2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき
- (3) 監事から一般法人法第100条に規定する場合において必要があると認めて、会長に招集の請求があったとき

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が招集する。

3 会長は、前条第3項第2号又は第3号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれにあたる。前条第2項により招集された場合には、出席理事の中から選定する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができる者に限る)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第15条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事の中から1名を選出し、前項の議事録に記名押印の上、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(資産)

第39条 当法人の資産は次のとおりとする。

- (1) 会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 寄附金及び補助金
- (5) その他の収入

(基本財産、普通財産)

第40条 当法人の資産は別に定める基本財産及び事業遂行に供する普通財産の2種とする。

2 前項の財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産を処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(寄付金)

第41条 寄附金を受けることの可否は、理事会が決める。寄附金の一部若しくは全部は、理事会の議決によって基本財産に編入することができる。

(事業費用)

第42条 当法人の事業遂行に要する費用は、普通財産をもって支弁する。

(資産と剰余金の非分配)

第43条 当法人の資産並びに剰余金は、会員に分配することができない。

(事業計画及び収支予算)

第44条 当法人の事業計画書、収支予算書を記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 財務諸表

2 第1項の書類のほか次の書類を、定款、社員名簿と共に主たる事務所に5年間備え置くものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち、重要なものを記載した書類

第8章 事務局

(事務局)

第46条 会務を処理するため事務局を設け、職員並びに嘱託員を置く。事務局の運営及び職員に関し必要な事項は理事会で定める。

第9章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第49条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第50条 当法人は公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関し、必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第51条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 附則

(法令の準拠)

第54条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法、その他の法令に従う。

(委任)

第55条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。